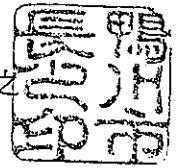


鳴川市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年8月4日

鳴川市長 佐々木 久之



鳴川市訓令第28号

鳴川市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程の一部を改正する訓令

鳴川市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程(平成17年鳴川市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削る。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。